

～尼崎市水道労働組合との交渉状況～

# 水流

令和5年度第2号  
令和5年12月28日

尼崎市公営企業局  
企画管理課

## －令和5年度年末一時金等について－

令和5年11月2日（木）に提出された2023年末一時金に関する統一要求書、秋季単組独自要求書及び自治体職場における会計年度任用職員等に関する統一要求書に対する回答について、令和5年11月9日（木）午前10時00分から正午まで上下水道庁舎5階南会議室において、また令和5年11月15日（水）午後6時30分から午後8時まで第2会議室において、それぞれ交渉を行った。

### ○ 今回の交渉の議題

- ・ 令和5年度給与改定について
- ・ 会計年度任用職員の報酬改定について
- ・ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について
- ・ 在宅勤務等手当の新設について
- ・ 初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について
- ・ 2023年末一時金に関する統一要求書について
- ・ 2023年度秋季単組独自要求書について
- ・ 自治体職場における会計年度任用職員等に関する統一要求書について

### ○ 要求等に対する回答

- ・ 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）：別紙1及び別紙2
- ・ 「2023年度秋季単組独自要求書」についての考え方（メモ）：別紙3
- ・ 自治体職場における会計年度任用職員等に関する統一要求書について（メモ）：別紙4

### ○ 組合への提案

- ・ 令和5年度給与改定について（メモ）：別紙5及び別紙6
- ・ 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）：別紙7及び別紙8
- ・ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（メモ）：別紙9及び別紙10
- ・ 在宅勤務等手当の新設について（メモ）：別紙11
- ・ 初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について（メモ）：別紙12

## ○ 妥結事項

令和5年度給与改定等について：別紙13

## ○ 具体的な交渉内容（要旨）

1 令和5年度給与改定、12月期末勤勉手当、会計年度任用職員の報酬改定及び会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

組合の主張	当局の回答
給料表の改定が令和5年4月1日に遡及適用される分については、いつ支給されるのか。	12月初旬を予定している。
会計年度任用職員の勤勉手当について、令和6年度以降支給できることは評価するが、12月の報酬月額から特別措置額をなくすというのはどうか。	特別措置額は会計年度任用職員に勤勉手当の支給ができない中、会計年度任用職員制度移行前の割増報酬額や昨年度の正規職員に対する勤勉手当引上げを踏まえて措置したものである。したがって、勤勉手当制度の導入にあわせて、当該手当の算定期間となる12月から特別措置額を廃止するものである。
会計年度任用職員の報酬への特別措置額の計上を終了した結果、当初想定されていた年収より下回ることになるのではないかと。	報酬改定も踏まえた特別措置額廃止後の令和5年度の年収が、当初に予定されていた令和5年度の年収を下回ることになる非常勤行政事務員に対しては、別途、報酬月額イメージに基づき算定される調整額を令和5年12月に支給する。そのため、当初予定されていた年収は確保できるものである。

### 問題解決の方向性

第2回目の交渉において、修正メモ（別紙8及び別紙10参照）を提案し、令和5年11月20日に妥結することとなった。

2 在宅勤務等手当の新設について

組合の主張	当局の回答
在宅勤務等手当について、1日単位では対象としないのか。	国の在宅勤務等手当を踏まえた制度導入であるため、国に準じ、一定期間以上継続して月の在宅勤務の日数が10日を超えた場合を対象とする。なお、一定期間が、まだ何カ月かは明確になっていない。

### 問題解決の方向性

令和5年11月20日に妥結することとなった。

### 3 初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について

組合の主張	当局の回答
<p>初任給における経験年数換算率をこれまで8割としていたものを10割に見直したことは評価する。在職者調整とは、どういった内容で対象はどれぐらいいるのか。</p>	<p>在職者調整は、換算率の上限を10割としたことに伴い、これまで8割として換算された職員が追い抜かされることのないようにする仕組である。</p> <p>すでに2級に上がっている職員は、追い抜かれることはない想定しているため、対象者は限られている。</p>
<p>1級から2級へ昇格に係るプレゼンテーション試験の受験回数は2回までということだが少なく感じる。また、プレゼンテーション試験について、合格の上限が5%とされているのはなぜか。</p>	<p>大卒区分での採用であれば、2級に昇格するには1級在級3年が必要である。3年のうち最終年は試験を受ける意味がないので、受験回数は2回となる。高卒区分での採用であれば、2級に昇格するには、5年かかるため、3回以上の機会を与えることは高卒区分の採用者を優遇することになる。</p> <p>合格上限の5%については、限られた財源の中で、一定合格者に上限を設けるにあたり、現行の勤務評価における特別昇給のS区分の割合を参考としたものである。</p>
<p>2級採用試験の実施に伴う代替措置について、2級採用試験が事務のみであることから、代替措置についても事務のみを対象とするのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>

#### 問題解決の方向性

令和5年11月20日に妥結することとなった。

### 4 2023秋季単組独自要求書について

組合の主張	当局の回答
<p>令和6年度予算のうち研修費について、上限を設けて実質削減するように調整がされている。欠員やアウトソーシングにより、技術継承や一人一人のスキルアップがこれまで以上に求められている中で、研修参加を後退させるような姿勢を示すのはおかしいのではないか。</p>	<p>研修の必要性については、認識している。しかしながら、動力費の高騰や物価高等に伴う工事費用の高止まりなど費用がかなり膨らんでおり、事業運営が厳しくなっている。工事費などはなかなか削減できない中で、できる部分での費用の圧縮が求められている。研修の必要性は十分認識していることから、研修予算についてはこれまでできる限り確保してきたが、一部の研修の参加頻度を見直すなどなるべく支障がないような範囲で削減をお願いしたものである。</p>

<p>所属からすると研修費を減らせだけが先行している。丁寧な説明が必要である。</p>	<p>担当者間の説明だけでなく、上下水道部においては、部課長会で財務課長から各部課長に趣旨を説明し、協力をお願いしており、各課には理解してもらっていると認識している。</p>
<p>法改正により、安全運転管理者に乗車前のアルコール検査を義務付けられたが、車を所有する所属全てにアルコール検査を行うようにさせるべきではないか。</p>	<p>法定部分での対応を考えているが、対象を広げることについては、所管課の考えも確認する。</p>
<p>子の看護休暇について、子1人につき5日、2人以上の場合は10日が上限となっているが、次世代育成の観点から3人以上の子供を持つ職員に対しては、もっと付与すべきでないか。</p>	<p>年次休暇や他の特別休暇があることを踏まえると現行のままで問題がないと考えているが、休暇制度については、国の動向や尼崎市特定事業主行動計画推進委員会での議論を注視していく。</p>
<p>人事評価について、絶対評価とすべきと考えているが、当局はどうか。</p>	<p>絶対評価を基に、所属ごとの甘辛を調整することができる相対評価を行うことで適正な処遇反映が行えるものと考えている。</p>
<p>下水道建設課排水設備担当の窓口の前の通路が狭いため、人が通りにくく、混雑時には通行できない場合もある。レイアウトを工夫するなどできないのか。</p>	<p>下水道建設課排水設備担当の職場レイアウトについては、前向きに検討していく中で、代替案などを職場と協議してきたがまとまらなかった。2階のワンフロアで手続きが行えるよう利用者の利便性を優先し、今のレイアウトに落ち着いていると認識している。レイアウトについて、いい案があれば協議していきたい。</p>
<p>水道維持担当においては、職員が対応すべき漏水事案が発生した場合、緊急連絡先として、課長が連絡を受け、課長から必要に応じて当番にあたっている担当者に連絡がいくことになっている。当番の職員は自宅にいたとしても、飲酒を控えるなど電話を気にしながら過ごしている。そのような職員には、宿日直手当に準じた手当を支給すべきではないか。</p>	<p>誰が課長からの第1報を受けるかを事前に決めておくだけであり、当番にあたっていても実際に連絡を受ける頻度は非常に少なく、また飲酒を禁止したり、何か拘束しているということではなく自由に行動できると聞いている。そのような状況であれば宿日直手当の対象にはならない。</p>
<p>連絡を受けた担当者は、現場の状況を踏まえ、現場に駆け付ける職員の手配や業者との調整を行うことになる。これにかかる時間は、時間外勤務手当の対象になるのではないか。</p>	<p>所属長の命により業務にかかる連絡、調整を行っているのであれば、労働時間に該当する可能性がある。実態について所属に確認する。</p>

以上

## 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

令和5年11月9日

## 1 支給額

職員に支給する期末手当及び勤勉手当について

尼崎市公営企業局企業職員の給与に関する規程の規定に基づき支給する。

（参考）

○職員の支給率

算定基礎額に次の月数を乗じた額とする。

- ・企業一般職給料表及び企業技能労務職給料表適用者（定年前）

期末手当	勤勉手当	合計
1.25月	1.05月	2.3月

- ・企業一般職給料表及び企業技能労務職給料表適用者（定年前再任用短時間職員※）

期末手当	勤勉手当	合計
0.7月	0.500月	1.2月

※暫定再任用職員を含む。

## 2 会計年度任用職員に支給する一時金について

令和5年12月1日に在職する者に、期末手当として1.2月分を支給する。

## 3 職務加算について

現行通りとする。

なお、算定基礎額については次のとおりとする。

&lt;企業一般職給料表及び企業技能労務職給料表適用者&gt;

- ・期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋（給料月額×1.1×別に定める割合）
- ・勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

※ 別に定める割合は、次表のとおりとする。

区 分	割合
課長補佐、係長、作業長	10%
主任・作業主任、3級の者のうち令和5年4月1日現在30歳以上のもの 再任用職員	5%
上記以外の者	0%

&lt;会計年度任用職員&gt;

- ・報酬月額

- 4 勤勉手当の成績率について  
現行どおりとする。
- 5 新入職員の支給率について  
現行どおりとする。
- 6 その他の支給条件  
従前の例による。
- 7 支給日  
令和5年12月8日(金)
- 8 諾否について  
本回答に対する諾否については、令和5年11月20日(月)午後5時30分までにされたい。

以上  
(職員担当)

(参 考)

令和5年12月期平均支給額等

区 分	定年前職員	再任用(フル)	再任用(短)
組合員平均支給額 (算定基礎額※)	847,816 円 (375,318 円)	354,481 円 (294,294 円)	274,843 円 (229,036 円)
前年度実績 (算定基礎額※)	815,199 円 (368,544 円)	343,081 円 (291,984 円)	268,167 円 (228,228 円)
対前年比	32,617 円 (4.00%増)	11,400 円 (3.32%増)	6,676 円 (2.49%増)

※ 期末手当算定に係る額

平均年齢 41歳 7月 (前年同期 41歳 8月)

勤続年数 16年 11月 (前年同期 16年 4月)

令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

令和5年11月15日

令和5年11月9日付け「令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）」について、次のとおり修正する。

2 会計年度任用職員に支給する一時金について

人事院勧告において期末手当が改定された場合は、増であっても減であっても当年度から反映させるものとし、令和5年12月期においては、令和5年12月1日に在職する者に、期末手当として1.25月分を支給する。

以上

## 「2023年度 秋季単組要求書」についての考え方（メモ）

令和5年11月9日

要 求	回 答
<p><b>1. 賃金・手当・昇格・昇給に関すること</b></p> <p>(1) 1級職在級年数の短縮する制度を新設すること。加えて新規採用者には更なる在級年数の短縮を実現、あわせて初任給における経験年数換算率を10割とし、他の自治体からの転入者および民間歴のある1級職には別途在級年数の短縮を実現すること。</p> <p>(2) 2級職在級年数の短縮に関し、現行の試験制度による短縮のみならず別途短縮する制度を実現すること。加えて他の自治体からの転入者及び民間歴のある2級職には別途在級年数の短縮を実現すること。</p> <p>(3) 3級職においては、近年実施されている任用替えの対象に属さない元技能労務職の昇格をはじめ、これまでの労使合意に基づき4級昇格制度を実施すること。</p> <p>(4) 係長職においては、管理職手当が廃止された上、更なる人員削減で部下の業務も兼任するなど業務が多様且つ過多である。今後の若年層の昇格意欲を促進する目的もあわせて、当級のベースアップを実現すること。</p> <p>(5) 以上の(1)から(4)については、賃金労働条件のより良い他の自治体へ流出とした中途退職を防止するため必要な措置であり、実務経験を積んだ人的資産を確保するよう実現すること。</p>	<p>(1)・(5) 別紙メモのとおりとする。</p> <p>(2)～(4)・(6)～(8) 現行どおりとする。</p>



要 求	回 答
<p>(6) 住居手当については、現在の市内居住促進策の代わりに、市内居住促進を加味した区分を行い、国とは住宅事情のありかたが異なっていることから、国の施策に縛られることなく柔軟に考慮し、持家者への住居手当を実施すること。</p>	
<p>(7) 技術士や土木施工技師など特別な資格を保有する者を昇格させること。若しくは資格者手当を新設し支給すること。</p>	
<p>(8) 夜間・休日に緊急対応窓口として拘束を受ける待機者に、宿日直手当に準じた手当を支給すること。</p>	
<p><b>2. 労働条件・人員確保に関すること</b></p>	
<p>(1) 時間外勤務については減少傾向にあるものの、人員削減に伴い、減少が頭打ちとなる事態が想定される。労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準を超える職場については、その実態を明らかにするとともに、業務に必要な人員を配置し、特定の職員に偏らないように改善すること。</p>	<p>36 協定については必要に応じて事前協議を行うなど、締結内容を遵守している。</p> <p>人員については、状況把握を各所属とヒアリングを行う中で、職場の業務量の精査を行った上で、適正な人員配置を行っている。</p> <p>なお、これまでから効率的な業務執行に努め、超過勤務が不用意に特定の職員に偏ることがないように各所属にも周知しているが、業務の性質により職員間で一定の差異は生じるものと考えている。</p>
<p>(2) 年度末退職による欠員補充については正規職員を配置し、年度内の中途退職により欠員が生じた場合には正規職員に限らず迅速な補充を、被災地長期派遣並びに傷病および育児などの休暇取得により限定的な不在期間が生じた場合には臨時的に会計年度任用職員を迅速に補充すること。</p>	<p>これまでから所属ごとに適正な人員配置を行っており、欠員が発生した場合についてはできるだけ早期に解消したいと考えているところであり、必要に応じて事務補助員の活用も含めて対応していきたい。</p>

要 求	回 答
<p>(3) 組織改編に伴い、人員削減され、これまで以上に兼務を担う職員が増加の一途を辿っている。担当業務を増やし過重労働に陥らせる事態は回避すべきものである。組織改編にあたっては業務量と人員のバランスを見極めて実施すること。</p>	<p>人員については、各所属とヒアリングを行う中で、職場の状況把握と業務量を精査した上で、適正に配置していると考えている。</p>
<p>(4) アウトソーシングに係る学び期間技能労務職員については職員定数外であり、一般行政の基礎学習する立場にあることから、専門的知識を多用する業務は避け、過度の業務量を強いることなく業務遂行のプロセスを重視した丁寧な指導の下に進めること。</p>	<p>事務・技術学び期間中の職員については、行政職への育成の観点で業務量や担当業務を決定しており、育成状況を踏まえる中で、業務負荷を調整するなど各職場が創意工夫しながら取り組んでいる。</p> <p>また、定期的に産業カウンセラーとの面談機会を設け、職員の負担感や悩みを共有し、問題が生じている場合は、職場と連携し対応するなど丁寧な指導・育成を心掛けている。</p>
<p>(5) 子の看護休暇について、第3子以降についても第2子までと同様に5日付与すること。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>(6) 公営企業局全体として技術継承を図るよう努めること。</p>	<p>OJT を基本として、職員間での知識・技術の共有化を促進するほか、実技・演習を取り入れた体験型研修など各種研修にも積極的に参加しているところである。</p>
<p>(7) 大規模災害発生の際に連携している事務・技術業務に従事する委託先が機能しない事態を考慮し、直営のみで対応可能な体制を確保すること。</p>	<p>災害発生時においては、自助共助による取組を促進するとともに、委託業者や関係団体との間で締結している「災害時の応援業務に関する協定」等に基づき、連携して応急活動を行うこととしている</p>
<p>(8) 定年引き上げ実施に伴う短時間勤務職員の増加および中途退職を見越した人員補充をすること。</p>	<p>人員については、各所属とヒアリングを行う中で、職場の状況把握と業務量を精査した上で、適正な配置に努める。</p>

要 求	回 答
<p><b>3. 人事評価に関すること</b></p> <p>(1) 評価方法について管理職の不適切な目標設定は、一般職等の業務量の増加や過剰なスピードでの業務遂行を生み出すことに繋がり、労働安全衛生に大きく影響を及ぼすものである。職務目標に関し、評価者はプロセスを評価し達成率に固執しない評価をすること。</p> <p>(2) 評価方法は相対評価ではなく、評価区分割合に無関係の絶対評価とすること。</p>	<p>勤務成績に基づく昇給制度及び勤勉手当への成績率反映については、平成25年度に妥結している「人事評価の結果を反映した勤勉手当・昇給制度の導入について」のとおり運用しており、毎年必要な改善を行うなど、適正な評価制度の運用に努めているところである。</p> <p>なお、職務目標については、評価者・被評価者間で面談を実施し、内容を確認した上で設定している。</p> <p>絶対評価を基に、所属ごとの甘辛を調整することができる相対評価を行うことで適正な処遇反映が行えるものと考えている。</p>
<p><b>4. 健康維持に関すること</b></p> <p>(1) 職員の健康保持対策を充実するとともに、疾病等の予防対策を充実すること。また、要再検者の受診は職免とすること。</p> <p>(2) 傷病休職者の職場復帰にあたり、円滑に復帰できるシステムを構築すること。</p> <p>(3) アスベスト健康診断については希望制ではなく、対象地域に在勤、在住していた職員に対し、受診するように働きかけること。</p>	<p>健康保持対策については、疾病予防に重点を置き、健康診断の結果に基づく事後指導を充実させるなど、積極的に取り組んできているところであり、令和元年度から特定保健指導受診に係る職免制度を設けたところである。今後も必要に応じ安全衛生委員会等で協議し、創意工夫をしていく中で充実させていきたい。再検者の取扱いについては、現行どおりとする。</p> <p>リハビリ出勤制度を活用し、円滑な職場復帰の一助としている。また、健康相談ができる窓口を設けている。</p> <p>不安を持つ職員に対してはアスベスト健康診断を継続して実施している。</p>

要 求	回 答
<p>(4) メンタルヘルスに不調を訴える職員が依然として絶えません。労働安全衛生委員会事務局は自主的に職場観察を行い、安全衛生に関するデータを基に健康相談等対策を講じ、症状の重症化を予防すること。</p>	<p>メンタル面で不調をきたす職員については当局としても問題意識は持っているものであり、所属、企画管理課職員担当及び給与課職員健康推進担当が連携し、保健師や産業カウンセラーの面談も含めフォローに力を入れているものである。</p>
<p><b>5. ハラスメント防止に関すること</b></p> <p>ハラスメント防止法施行に基き、各種ハラスメントに対する実効ある防止対策を推進するため、積極的且つ具体的な対応を行うこと。</p>	<p>これまでから各種ハラスメント防止のため、所属長への研修や課内ミーティングの実施に取り組んでおり、意識の醸成に努めているところである。</p>
<p><b>6. 福利厚生に関すること</b></p> <p>(1) 法に基づく雇用主の責任を果たすため、事業主として福利厚生事業の充実に努めること。</p> <p>(2) 職員の親睦を図るため、何らかの行事等を実施すること。</p>	<p>(1)・(2)</p> <p>職員の福利厚生の重要性については十分認識しているところであり、財政状況、社会情勢、公費負担の妥当性等を踏まえて、市長事務部局との連携により適切かつ効率的な事業の展開に努める。</p>
<p><b>7. 設備改善に関すること</b></p> <p>(1) トイレ、洗面所を自動水栓に設備改善し、衛生的に努めること。</p> <p>(2) 水道維持担当および高架下の駐車場において、安全性向上目的とする出庫時の合図灯の設置を行うこと、並びに盗難防止強化をすること。</p>	<p>安全衛生に係る取組みについては、労働安全衛生法の趣旨を踏まえ、安全衛生委員会で協議し、充実に取り組んでいる。設備の整備については、これまでから必要に応じ対応している。</p> <p>駐車場入口へのカーブミラーの設置等、適宜改善を行っており、今後とも必要に応じて適宜改善に努めていく。</p>

要 求	回 答
<p>(3) 下水道建設課排水設備担当職場は来局者対応窓口を必要とするため、レイアウト上、通路を狭小化し、窓口混雑時には通行者に対して当該窓口来局者にも気を遣わせている。安全面を含め、通路としての基準幅員を確保できるよう職場レイアウトを再編すること。</p>	<p>混雑時の通路確保については課題と認識しているが、通路として必要な幅員は確保できており、利用者の利便性を優先した配置を行っている。</p>
<b>8. 委託に関すること</b>	
<p>(1) 人材育成や技術力維持の面からも安易にアウトソーシングを行わないこと。</p>	<p>アウトソーシングの取組については、平成 29 年度に示された「業務施行体制の見直しに向けた今後の方向性について」の考え方に基づき実施していく。</p>
<p>(2) 委託化の実施にあたっては、委託業者は委託化直後から直営に代わり業務遂行するものであることから、偽装請負対策を含め、直営による委託業務補助を必要としないよう進めること。</p>	<p>各委託業務においては、業務を担える業者に委託するとともに仕様書やマニュアルを整備するほか、委託開始時には事前に説明会や見学の機会を設けるなど円滑に業務が遂行できるように努めている。</p>
<p>(3) 止むを得ず広域化や民間委託拡大に関する案件を進める際には、組合員の労働条件に大きく関与するため、事前に労使協議すること。</p>	<p>これまでから業務委託に伴う職員定数の削減が生じる場合には、労使協議を行い、組合員の理解が得られるよう努めている。</p>
<b>9. ライフラインにおける危機管理体制について</b>	
<p>(1) 厳冬期におけるライフライン（主に給水管）凍結予防広報を現在の基準に拘ることなく迅速に実施すること。</p>	<p>低温注意報が発表された際の広報については、現在の基準にこだわるものではなく個々の状況に応じて、効果的な手法で対応していくことが必要であると認識している。</p>
<p>(2) 本市被災の際、他の自治体が要請に応えられないケースを想定し、独自で対応可能な体制を整備すること。</p>	<p>災害規模に応じ、本市単独で対応できるものもあるが、大規模な災害時には、国、県、関係団体等との連携による体制の確保は不可欠である。</p>

以 上

## 自治体職場における会計年度任用職員等に関する統一要求書について（メモ）

令和5年11月9日

要 求	回 答
1. 恒常的業務に就く会計年度任用職員等の正規化を図ること。	現行どおりとする。
2. (継続する会計年度任用職員等)	
① 国家公務員の期間業務職員の任用を根拠（総務省マニュアル）に雇止めを行わないこと。また、公募や人事評価を理由とした雇止めを行わないこと。	会計年度任用職員の再度の任用は、携わる業務に必要な能力や知識等の有無及び健康状態等を踏まえた人事評価の結果又は公募による選考の結果を基に判断していくものであり、その判断については、引き続き適切に行っていく。
② 人事評価制度は公平・公正で透明性、客観性、納得性を担保し、人材育成に活用すること。	会計年度任用職員制度の導入に合わせて「はたらきガイド（会計年度任用職員編）」を作成し、その中で職員研修や人事評価など人材育成の基本方針を示している。このはたらきガイドの内容を浸透させていき、人事評価も含めた諸制度の適切な運用を図り、人材育成につなげていく。
③ 賃金・労働条件を正規職員との均等均衡を基本として改善すること。	地方公務員法等の趣旨を踏まえる中で、職務の責任・困難度に応じた報酬体系としているところである。
④ 人事院勧告、最低賃金改定に伴って、初任給基準を改善し、在職者調整を行い、給料表（報酬表）の見直しをすること。	別紙メモのとおりとする。
⑤ 人事院勧告の引き上げ分については、正規職員同様に遡及適用すること。	⑤～⑦別紙メモのとおりとする。
⑥ 勤勉手当支給を条例化し、2024年4月から正規職員と同月数支給すること。	

要 求	回 答
⑦ 一時金は、勤勉手当相当分を含めて支給すること。	
⑧ 昇給上限は、撤廃すること	⑧～⑩現行どおりとする。
⑨ 勤務実態に応じた労働時間に改善すること。フルタイム任用を基本とし、週 35 時間以上の勤務についてはフルタイム任用に切り替えること。また短時間勤務職員で恒常的に時間外勤務が発生している場合はフルタイム勤務とすること。	なお、健康診断については、引き続き、法令等の定める基準に基づき対象職員に対して実施していく。
⑩ 休暇制度は正規職員と同様とすること。	
⑪ 健康診断の実施など正規に準じて福利厚生を拡充を行うこと。	
⑫改正育児介護休業法の趣旨を踏まえた改正を行うこと。	令和 4 年 6 月 2 3 日に妥結済みの内容について、すでに改正を実施している。
3. 上記を含む賃金・労働条件等に関わる問題については、労使協議で決定し書面を締結すること。	今後とも、労使関係を尊重するとともに、勤務条件に関する事項の変更等に当たっては、組合の理解と協力を得られるよう、話し合いを基調としていく考え方に変わりはない。

以 上

## 常勤職員の給与改定について（メモ）

R5.11.9

## 1 改定内容

## (1) 給料表

企業一般職給料表について、別紙のとおり改定する。

## (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、企業一般職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

## 企業一般職給料表適用者

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	221,800円	227,000円	5,200円
31歳	226,900円	231,800円	4,900円
32歳	231,700円	236,200円	4,500円
33歳	237,400円	241,500円	4,100円
34歳	243,400円	247,000円	3,600円
35歳	249,700円	252,900円	3,200円
36歳	255,100円	257,800円	2,700円
37歳	261,700円	263,800円	2,100円
38歳	267,600円	269,500円	1,900円
39歳	273,100円	274,700円	1,600円
40歳以上 55歳未満	278,000円	279,700円	1,700円

## 2 適用日

令和5年4月1日

## 3 諾否期限

令和5年11月20日

以上





1級							2級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	243,500	300	246,600	300	3,100	1.27	82	287,000	600	288,500	600	1,500	0.52
83	243,800	300	246,900	200	3,100	1.27	83	287,600	500	289,100	500	1,500	0.52
84	244,100	400	247,100	300	3,000	1.23	84	288,100	500	289,600	400	1,500	0.52
85	244,500	400	247,400	200	2,900	1.19	85	288,600	300	290,000	300	1,400	0.49
86	244,900	200	247,600	100	2,700	1.10	86	288,900	500	290,300	500	1,400	0.48
87	245,100	200	247,700	100	2,600	1.06	87	289,400	300	290,800	300	1,400	0.48
88	245,300	200	247,800	100	2,500	1.02	88	289,700	500	291,100	400	1,400	0.48
89	245,500	500	247,900	200	2,400	0.98	89	290,200	300	291,500	300	1,300	0.45
90	246,000	400	248,100	300	2,100	0.85	90	290,500	400	291,800	400	1,300	0.45
91	246,400	200	248,400	100	2,000	0.81	91	290,900	500	292,200	400	1,300	0.45
92	246,600	400	248,500	400	1,900	0.77	92	291,400	400	292,600	300	1,200	0.41
93	247,000		248,900		1,900	0.77	93	291,800	500	292,900	500	1,100	0.38
							94	292,300	400	293,400	400	1,100	0.38
							95	292,700	400	293,800	400	1,100	0.38
							96	293,100	300	294,200	200	1,100	0.38
							97	293,400	500	294,400	500	1,000	0.34
							98	293,900	500	294,900	500	1,000	0.34
							99	294,400	500	295,400	500	1,000	0.34
							100	294,900	500	295,900	500	1,000	0.34
							101	295,400	400	296,400	400	1,000	0.34
							102	295,800	500	296,800	500	1,000	0.34
							103	296,300	500	297,300	500	1,000	0.34
							104	296,800	500	297,800	500	1,000	0.34
							105	297,300	400	298,300	400	1,000	0.34
							106	297,700	500	298,700	500	1,000	0.34
							107	298,200	500	299,200	500	1,000	0.34
							108	298,700	300	299,700	300	1,000	0.33
							109	299,000	500	300,000	500	1,000	0.33
							110	299,500	500	300,500	500	1,000	0.33
							111	300,000	500	301,000	500	1,000	0.33
							112	300,500	300	301,500	300	1,000	0.33
							113	300,800	500	301,800	500	1,000	0.33
							114	301,300	400	302,300	400	1,000	0.33
							115	301,700	500	302,700	500	1,000	0.33
							116	302,200	300	303,200	300	1,000	0.33
							117	302,500		303,500		1,000	0.33
再任用	187,700		188,700		1,000	0.53	再任用	215,200		216,200		1,000	0.46





5 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	284,800	2,100	288,700	2,100	3,900	1.37
2	286,900	2,100	290,800	2,100	3,900	1.36
3	289,000	2,100	292,900	2,100	3,900	1.35
4	291,100	2,100	295,000	2,100	3,900	1.34
5	293,200	2,200	297,100	2,200	3,900	1.33
6	295,400	2,200	299,300	2,200	3,900	1.32
7	297,600	2,200	301,500	2,200	3,900	1.31
8	299,800	2,200	303,700	2,200	3,900	1.30
9	302,000	2,300	305,900	2,300	3,900	1.29
10	304,300	2,300	308,200	2,300	3,900	1.28
11	306,600	2,300	310,500	2,300	3,900	1.27
12	308,900	2,300	312,800	2,300	3,900	1.26
13	311,200	2,300	315,100	2,300	3,900	1.25
14	313,500	2,200	317,400	2,200	3,900	1.24
15	315,700	2,300	319,600	2,200	3,900	1.24
16	318,000	2,200	321,800	2,300	3,800	1.19
17	320,200	2,200	324,100	2,200	3,900	1.22
18	322,400	2,200	326,300	2,100	3,900	1.21
19	324,600	2,300	328,400	2,100	3,800	1.17
20	326,900	2,200	330,500	2,000	3,600	1.10
21	329,100	2,100	332,500	2,100	3,400	1.03
22	331,200	2,300	334,600	2,000	3,400	1.03
23	333,500	2,200	336,600	1,900	3,100	0.93
24	335,700	2,100	338,500	2,100	2,800	0.83
25	337,800	2,200	340,600	2,000	2,800	0.83
26	340,000	2,100	342,600	2,100	2,600	0.76
27	342,100	2,300	344,700	2,100	2,600	0.76
28	344,400	2,100	346,800	2,100	2,400	0.70
29	346,500	2,100	348,900	2,100	2,400	0.69
30	348,600	2,200	351,000	2,100	2,400	0.69
31	350,800	1,900	353,100	1,800	2,300	0.66
32	352,700	2,200	354,900	2,200	2,200	0.62
33	354,900	2,000	357,100	2,000	2,200	0.62
34	356,900	2,200	359,100	2,200	2,200	0.62
35	359,100	2,100	361,300	2,100	2,200	0.61
36	361,200	2,000	363,400	2,000	2,200	0.61
37	363,200	2,100	365,400	2,100	2,200	0.61
38	365,300	2,100	367,500	2,000	2,200	0.60
39	367,400	2,200	369,500	2,200	2,100	0.57
40	369,600	2,200	371,700	2,100	2,100	0.57
41	371,800	2,000	373,800	2,000	2,000	0.54
42	373,800	2,100	375,800	2,000	2,000	0.54
43	375,900	1,900	377,800	1,800	1,900	0.51
44	377,800	1,700	379,600	1,700	1,800	0.48
45	379,500	1,700	381,300	1,700	1,800	0.47
46	381,200	1,700	383,000	1,700	1,800	0.47
47	382,900	1,600	384,700	1,600	1,800	0.47
48	384,500	1,600	386,300	1,500	1,800	0.47
49	386,100	1,400	387,800	1,400	1,700	0.44
50	387,500	1,600	389,200	1,500	1,700	0.44
51	389,100	1,600	390,700	1,400	1,600	0.41
52	390,700	1,500	392,100	1,500	1,400	0.36
53	392,200	1,400	393,600	1,400	1,400	0.36
54	393,600	1,400	395,000	1,400	1,400	0.36
55	395,000	1,400	396,400	1,300	1,400	0.35
56	396,400	1,300	397,700	1,300	1,300	0.33
57	397,700	1,100	399,000	1,100	1,300	0.33
58	398,800	1,100	400,100	1,000	1,300	0.33
59	399,900	1,000	401,100	1,000	1,200	0.30
60	400,900	900	402,100	900	1,200	0.30
61	401,800	800	403,000	800	1,200	0.30
62	402,600	800	403,800	800	1,200	0.30
63	403,400	600	404,600	600	1,200	0.30
64	404,000	700	405,200	700	1,200	0.30
65	404,700	600	405,900	600	1,200	0.30
66	405,300	600	406,500	600	1,200	0.30
67	405,900	600	407,100	600	1,200	0.30
68	406,500	600	407,700	600	1,200	0.30
69	407,100	600	408,300	600	1,200	0.29
70	407,700	600	408,900	600	1,200	0.29
71	408,300	600	409,500	600	1,200	0.29
72	408,900	600	410,100	600	1,200	0.29
73	409,500	600	410,700	600	1,200	0.29
74	410,100	600	411,300	600	1,200	0.29
75	410,700	600	411,900	600	1,200	0.29
76	411,300	500	412,500	500	1,200	0.29
77	411,800	600	413,000	600	1,200	0.29
78	412,400	600	413,600	600	1,200	0.29
79	413,000	600	414,200	600	1,200	0.29
80	413,600	500	414,800	500	1,200	0.29
81	414,100	600	415,300	600	1,200	0.29

5 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	414,700	600	415,900	600	1,200	0.29
83	415,300	600	416,500	600	1,200	0.29
84	415,900	500	417,100	500	1,200	0.29
85	416,400	600	417,600	600	1,200	0.29
86	417,000	600	418,200	600	1,200	0.29
87	417,600	600	418,800	500	1,200	0.29
88	418,200	500	419,300	500	1,100	0.26
89	418,700	600	419,800	600	1,100	0.26
90	419,300	600	420,400	600	1,100	0.26
91	419,900	500	421,000	500	1,100	0.26
92	420,400	500	421,500	500	1,100	0.26
93	420,900	600	422,000	600	1,100	0.26
94	421,500	600	422,600	600	1,100	0.26
95	422,100	500	423,200	500	1,100	0.26
96	422,600	500	423,700	500	1,100	0.26
97	423,100	600	424,200	600	1,100	0.26
98	423,700	600	424,800	600	1,100	0.26
99	424,300	500	425,400	500	1,100	0.26
100	424,800	500	425,900	500	1,100	0.26
101	425,300	600	426,400	500	1,100	0.26
102	425,900	600	426,900	600	1,000	0.23
103	426,500	500	427,500	500	1,000	0.23
104	427,000	500	428,000	500	1,000	0.23
105	427,500	600	428,500	600	1,000	0.23
106	428,100	600	429,100	600	1,000	0.23
107	428,700	500	429,700	500	1,000	0.23
108	429,200	500	430,200	500	1,000	0.23
109	429,700	600	430,700	600	1,000	0.23
110	430,300	600	431,300	600	1,000	0.23
111	430,900	500	431,900	500	1,000	0.23
112	431,400	500	432,400	500	1,000	0.23
113	431,900	600	432,900	600	1,000	0.23
114	432,500	600	433,500	600	1,000	0.23
115	433,100	500	434,100	400	1,000	0.23
116	433,600	500	434,500	500	900	0.21
117	434,100		435,000		900	0.21
再任用	315,100		316,200		1,100	0.35

## 令和5年度給与改定について（メモ）

R5.11.15

## 1 改定内容

## (1) 給料表

企業技能労務職給料表について、別紙のとおり改定する。

## (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、企業技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	208,800円	214,200円	5,400円
31歳	213,800円	219,100円	5,300円
32歳	218,700円	224,000円	5,300円
33歳	223,600円	229,000円	5,400円
34歳	227,300円	232,500円	5,200円
35歳	230,700円	235,500円	4,800円
36歳	233,800円	238,200円	4,400円
37歳	237,100円	240,900円	3,800円
38歳	240,400円	244,100円	3,700円
39歳	243,300円	246,300円	3,000円
40歳以上 55歳未満	246,400円	249,000円	2,600円

※ H23.1.31時点で在職中の職員については、別途設定の企業一般職給料表適用者に係る基準額を適用する。

## 2 適用日

令和5年4月1日

## 3 諾否期限

令和5年11月20日

以上





号給	1級						2級						
	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)			給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)			
80	243,500	900	247,200	700	3,700	1.52	80	281,100	600	282,900	600	1,800	0.64
81	244,400	900	247,900	700	3,500	1.43	81	281,700	800	283,500	800	1,800	0.64
82	245,300	700	248,600	600	3,300	1.35	82	282,500	800	284,300	800	1,800	0.64
83	246,000	800	249,200	600	3,200	1.30	83	283,300	700	285,100	700	1,800	0.64
84	246,800	800	249,800	800	3,000	1.22	84	284,000	800	285,800	700	1,800	0.63
85	247,600	900	250,600	800	3,000	1.21	85	284,800	700	286,500	700	1,700	0.60
86	248,500	700	251,400	600	2,900	1.17	86	285,500	800	287,200	700	1,700	0.60
87	249,200	800	252,000	600	2,800	1.12	87	286,300	800	287,900	800	1,600	0.56
88	250,000	600	252,600	500	2,600	1.04	88	287,100	600	288,700	500	1,600	0.56
89	250,600	700	253,100	400	2,500	1.00	89	287,700	500	289,200	500	1,500	0.52
90	251,300	500	253,500	400	2,200	0.88	90	288,200	500	289,700	400	1,500	0.52
91	251,800	700	253,900	700	2,100	0.83	91	288,700	400	290,100	400	1,400	0.48
92	252,500	600	254,600	500	2,100	0.83	92	289,100	400	290,500	400	1,400	0.48
93	253,100	400	255,100	400	2,000	0.79	93	289,500	400	290,900	400	1,400	0.48
94	253,500	400	255,500	300	2,000	0.79	94	289,900	500	291,300	500	1,400	0.48
95	253,900	200	255,800	200	1,900	0.75	95	290,400	500	291,800	500	1,400	0.48
96	254,100	400	256,000	300	1,900	0.75	96	290,900	400	292,300	300	1,400	0.48
97	254,500	500	256,300	400	1,800	0.71	97	291,300	600	292,600	500	1,300	0.45
98	255,000	500	256,700	400	1,700	0.67	98	291,900	600	293,100	600	1,200	0.41
99	255,500	300	257,100	300	1,600	0.63	99	292,500	600	293,700	500	1,200	0.41
100	255,800	400	257,400	400	1,600	0.63	100	293,100	300	294,200	300	1,100	0.38
101	256,200	500	257,800	400	1,600	0.62	101	293,400	500	294,500	500	1,100	0.37
102	256,700	500	258,200	400	1,500	0.58	102	293,900	500	295,000	500	1,100	0.37
103	257,200	300	258,600	300	1,400	0.54	103	294,400	400	295,500	300	1,100	0.37
104	257,500	300	258,900	300	1,400	0.54	104	294,800	400	295,800	400	1,000	0.34
105	257,800	300	259,200	300	1,400	0.54	105	295,200	500	296,200	500	1,000	0.34
106	258,100	300	259,500	200	1,400	0.54	106	295,700	500	296,700	500	1,000	0.34
107	258,400	200	259,700	200	1,300	0.50	107	296,200	500	297,200	500	1,000	0.34
108	258,600	200	259,900	200	1,300	0.50	108	296,700	300	297,700	300	1,000	0.34
109	258,800	300	260,100	300	1,300	0.50	109	297,000	400	298,000	400	1,000	0.34
110	259,100	300	260,400	300	1,300	0.50	110	297,400	500	298,400	500	1,000	0.34
111	259,400	200	260,700	200	1,300	0.50	111	297,900	500	298,900	500	1,000	0.34
112	259,600	200	260,900	200	1,300	0.50	112	298,400	400	299,400	400	1,000	0.34
113	259,800	400	261,100	300	1,300	0.50	113	298,800	400	299,800	400	1,000	0.33
114	260,200	200	261,400	200	1,200	0.46	114	299,200	300	300,200	300	1,000	0.33
115	260,400	300	261,600	300	1,200	0.46	115	299,500	300	300,500	300	1,000	0.33
116	260,700	400	261,900	300	1,200	0.46	116	299,800	300	300,800	300	1,000	0.33
117	261,100	300	262,200	300	1,100	0.42	117	300,100	400	301,100	400	1,000	0.33
118	261,400	300	262,500	200	1,100	0.42	118	300,500	400	301,500	400	1,000	0.33
119	261,700	200	262,700	200	1,000	0.38	119	300,900	400	301,900	400	1,000	0.33
120	261,900	300	262,900	300	1,000	0.38	120	301,300	300	302,300	300	1,000	0.33
121	262,200	200	263,200	200	1,000	0.38	121	301,600	400	302,600	400	1,000	0.33
122	262,400	300	263,400	300	1,000	0.38	122	302,000	400	303,000	400	1,000	0.33
123	262,700	300	263,700	300	1,000	0.38	123	302,400	300	303,400	300	1,000	0.33
124	263,000	200	264,000	200	1,000	0.38	124	302,700	200	303,700	200	1,000	0.33
125	263,200	300	264,200	300	1,000	0.38	125	302,900	300	303,900	300	1,000	0.33
126	263,500	300	264,500	300	1,000	0.38	126	303,200	300	304,200	300	1,000	0.33
127	263,800	200	264,800	200	1,000	0.38	127	303,500	200	304,500	200	1,000	0.33
128	264,000	200	265,000	200	1,000	0.38	128	303,700	200	304,700	200	1,000	0.33
129	264,200	300	265,200	300	1,000	0.38	129	303,900	300	304,900	300	1,000	0.33
130	264,500	200	265,500	200	1,000	0.38	130	304,200	300	305,200	300	1,000	0.33
131	264,700	300	265,700	300	1,000	0.38	131	304,500	200	305,500	200	1,000	0.33
132	265,000	300	266,000	300	1,000	0.38	132	304,700	200	305,700	200	1,000	0.33
133	265,300	300	266,300	300	1,000	0.38	133	304,900	300	305,900	300	1,000	0.33
134	265,600	200	266,600	200	1,000	0.38	134	305,200	300	306,200	300	1,000	0.33
135	265,800	200	266,800	200	1,000	0.38	135	305,500	200	306,500	200	1,000	0.33
136	266,000	300	267,000	300	1,000	0.38	136	305,700	200	306,700	200	1,000	0.33
137	266,300	200	267,300	200	1,000	0.38	137	305,900	300	306,900	300	1,000	0.33
138	266,500	200	267,500	200	1,000	0.38	138	306,200	300	307,200	300	1,000	0.33
139	266,700	300	267,700	300	1,000	0.37	139	306,500	200	307,500	200	1,000	0.33
140	267,000	300	268,000	300	1,000	0.37	140	306,700	200	307,700	200	1,000	0.33
141	267,300	300	268,300	300	1,000	0.37	141	306,900	300	307,900	300	1,000	0.33
142	267,600	300	268,600	300	1,000	0.37	142	307,200	300	308,200	300	1,000	0.33
143	267,900	200	268,900	200	1,000	0.37	143	307,500	200	308,500	200	1,000	0.33
144	268,100	200	269,100	200	1,000	0.37	144	307,700	200	308,700	200	1,000	0.32
145	268,300	300	269,300	300	1,000	0.37	145	307,900		308,900		1,000	0.32
146	268,600	300	269,600	300	1,000	0.37							
147	268,900	200	269,900	200	1,000	0.37							
148	269,100	200	270,100	200	1,000	0.37							
149	269,300	300	270,300	300	1,000	0.37							
150	269,600	300	270,600	300	1,000	0.37							
151	269,900	200	270,900	200	1,000	0.37							
152	270,100	200	271,100	200	1,000	0.37							
153	270,300	300	271,300	300	1,000	0.37							
154	270,600	300	271,600	300	1,000	0.37							
155	270,900	200	271,900	200	1,000	0.37							
156	271,100	200	272,100	200	1,000	0.37							
157	271,300	300	272,300	300	1,000	0.37							
158	271,600	300	272,600	300	1,000	0.37							
159	271,900	200	272,900	200	1,000	0.37							
160	272,100		273,100		1,000	0.37							
再任用	204,700		205,700		1,000	0.49	再任用	223,200		224,200		1,000	0.45

3級							4級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
1	231,700	1,400	237,800	1,400	6,100	2.63	1	281,000	1,900	285,500	1,800	4,500	1.60
2	233,100	1,400	239,200	1,400	6,100	2.62	2	282,900	1,600	287,300	1,600	4,400	1.56
3	234,500	1,400	240,600	1,400	6,100	2.60	3	284,500	1,700	288,900	1,600	4,400	1.55
4	235,900	1,400	242,000	1,400	6,100	2.59	4	286,200	1,700	290,500	1,600	4,300	1.50
5	237,300	1,400	243,400	1,400	6,100	2.57	5	287,900	1,500	292,100	1,300	4,200	1.46
6	238,700	1,400	244,800	1,400	6,100	2.56	6	289,400	1,200	293,400	1,100	4,000	1.38
7	240,100	1,400	246,200	1,400	6,100	2.54	7	290,600	1,200	294,500	1,200	3,900	1.34
8	241,500	1,400	247,600	1,400	6,100	2.53	8	291,800	1,500	295,700	1,200	3,900	1.34
9	242,900	1,400	249,000	1,400	6,100	2.51	9	293,300	1,800	296,900	1,700	3,600	1.23
10	244,300	1,400	250,400	1,400	6,100	2.50	10	295,100	1,700	298,600	1,700	3,500	1.19
11	245,700	1,400	251,800	1,400	6,100	2.48	11	296,800	1,800	300,300	1,500	3,500	1.18
12	247,100	1,400	253,200	1,400	6,100	2.47	12	298,600	1,400	301,800	1,300	3,200	1.07
13	248,500	1,400	254,600	1,400	6,100	2.45	13	300,000	1,700	303,100	1,500	3,100	1.03
14	249,900	1,400	256,000	1,400	6,100	2.44	14	301,700	1,600	304,600	1,400	2,900	0.96
15	251,300	1,400	257,400	1,400	6,100	2.43	15	303,300	1,500	306,000	1,300	2,700	0.89
16	252,700	1,400	258,800	1,400	6,100	2.41	16	304,800	1,500	307,300	1,500	2,500	0.82
17	254,100	1,200	260,200	1,200	6,100	2.40	17	306,300	1,600	308,800	1,500	2,500	0.82
18	255,300	1,000	261,400	1,000	6,100	2.39	18	307,900	1,600	310,300	1,600	2,400	0.78
19	256,300	1,100	262,400	1,100	6,100	2.38	19	309,500	1,700	311,900	1,600	2,400	0.78
20	257,400	900	263,500	700	6,100	2.37	20	311,200	1,000	313,500	1,000	2,300	0.74
21	258,300	1,000	264,200	1,000	5,900	2.28	21	312,200	1,400	314,500	1,400	2,300	0.74
22	259,300	1,100	265,200	900	5,900	2.28	22	313,600	1,400	315,900	1,300	2,300	0.73
23	260,400	900	266,100	900	5,700	2.19	23	315,000	1,500	317,200	1,300	2,200	0.70
24	261,300	900	267,000	600	5,700	2.18	24	316,500	1,100	318,500	1,100	2,000	0.63
25	262,200	700	267,600	700	5,400	2.06	25	317,600	1,500	319,600	1,400	2,000	0.63
26	262,900	900	268,300	800	5,400	2.05	26	319,100	1,400	321,000	1,400	1,900	0.60
27	263,800	900	269,100	800	5,300	2.01	27	320,500	1,400	322,400	1,400	1,900	0.59
28	264,700	1,000	269,900	800	5,200	1.96	28	321,900	1,600	323,800	1,500	1,900	0.59
29	265,700	1,000	270,700	800	5,000	1.88	29	323,500	1,200	325,300	1,200	1,800	0.56
30	266,700	900	271,500	800	4,800	1.80	30	324,700	1,300	326,500	1,300	1,800	0.55
31	267,600	900	272,300	800	4,700	1.76	31	326,000	1,200	327,800	1,200	1,800	0.55
32	268,500	900	273,100	700	4,600	1.71	32	327,200	1,100	329,000	1,000	1,800	0.55
33	269,400	1,100	273,800	1,000	4,400	1.63	33	328,300	900	330,000	900	1,700	0.52
34	270,500	1,000	274,800	900	4,300	1.59	34	329,200	1,100	330,900	1,100	1,700	0.52
35	271,500	800	275,700	800	4,200	1.55	35	330,300	1,100	332,000	1,100	1,700	0.51
36	272,300	900	276,500	900	4,200	1.54	36	331,400	1,200	333,100	1,200	1,700	0.51
37	273,200	900	277,400	600	4,200	1.54	37	332,600	1,100	334,300	1,000	1,700	0.51
38	274,100	1,000	278,000	700	3,900	1.42	38	333,700	1,200	335,300	1,200	1,600	0.48
39	275,100	800	278,700	700	3,600	1.31	39	334,900	1,200	336,500	1,200	1,600	0.48
40	275,900	600	279,400	500	3,500	1.27	40	336,100	1,100	337,700	1,000	1,600	0.48
41	276,500	800	279,900	700	3,400	1.23	41	337,200	1,100	338,700	1,000	1,500	0.44
42	277,300	900	280,600	800	3,300	1.19	42	338,300	1,200	339,700	1,100	1,400	0.41
43	278,200	900	281,400	700	3,200	1.15	43	339,500	1,200	340,800	1,100	1,300	0.38
44	279,100	900	282,100	800	3,000	1.07	44	340,700	900	341,900	900	1,200	0.35
45	280,000	1,100	282,900	900	2,900	1.04	45	341,600	1,100	342,800	1,100	1,200	0.35
46	281,100	1,000	283,800	800	2,700	0.96	46	342,700	1,000	343,900	1,000	1,200	0.35
47	282,100	1,000	284,600	800	2,500	0.89	47	343,700	1,100	344,900	1,000	1,200	0.35
48	283,100	700	285,400	700	2,300	0.81	48	344,800	1,100	345,900	1,100	1,100	0.32
49	283,800	900	286,100	900	2,300	0.81	49	345,900	1,000	347,000	1,000	1,100	0.32
50	284,700	900	287,000	900	2,300	0.81	50	346,900	900	348,000	900	1,100	0.32
51	285,600	1,100	287,900	900	2,300	0.81	51	347,800	1,000	348,900	1,000	1,100	0.32
52	286,700	600	288,800	600	2,100	0.73	52	348,800	900	349,900	900	1,100	0.32
53	287,300	900	289,400	800	2,100	0.73	53	349,700	900	350,800	900	1,100	0.31
54	288,200	900	290,200	800	2,000	0.69	54	350,600	900	351,700	900	1,100	0.31
55	289,100	900	291,000	800	1,900	0.66	55	351,500	900	352,600	900	1,100	0.31
56	290,000	600	291,800	600	1,800	0.62	56	352,400	700	353,500	700	1,100	0.31
57	290,600	1,000	292,400	1,000	1,800	0.62	57	353,100	900	354,200	900	1,100	0.31
58	291,600	1,000	293,400	1,000	1,800	0.62	58	354,000	900	355,100	900	1,100	0.31
59	292,600	900	294,400	900	1,800	0.62	59	354,900	900	356,000	800	1,100	0.31
60	293,500	700	295,300	700	1,800	0.61	60	355,800	800	356,800	800	1,000	0.28
61	294,200	900	296,000	900	1,800	0.61	61	356,600	900	357,600	900	1,000	0.28
62	295,100	900	296,900	900	1,800	0.61	62	357,500	800	358,500	800	1,000	0.28
63	296,000	900	297,800	800	1,800	0.61	63	358,300	900	359,300	900	1,000	0.28
64	296,900	700	298,600	600	1,700	0.57	64	359,200	600	360,200	600	1,000	0.28
65	297,600	600	299,200	600	1,600	0.54	65	359,800	600	360,800	600	1,000	0.28
66	298,200	700	299,800	600	1,600	0.54	66	360,400	600	361,400	600	1,000	0.28
67	298,900	800	300,400	700	1,500	0.50	67	361,000	600	362,000	600	1,000	0.28
68	299,700	600	301,100	600	1,400	0.47	68	361,600	400	362,600	400	1,000	0.28
69	300,300	800	301,700	800	1,400	0.47	69	362,000	400	363,000	400	1,000	0.28
70	301,100	700	302,500	700	1,400	0.46	70	362,400	600	363,400	600	1,000	0.28
71	301,800	700	303,200	700	1,400	0.46	71	363,000	500	364,000	500	1,000	0.28
72	302,500	700	303,900	600	1,400	0.46	72	363,500	500	364,500	500	1,000	0.28
73	303,200	700	304,500	700	1,300	0.43	73	364,000	600	365,000	600	1,000	0.27
74	303,900	800	305,200	700	1,300	0.43	74	364,600	500	365,600	500	1,000	0.27
75	304,700	700	305,900	600	1,200	0.39	75	365,100	600	366,100	600	1,000	0.27
76	305,400	600	306,500	600	1,100	0.36	76	365,700	500	366,700	500	1,000	0.27
77	306,000	700	307,100	700	1,100	0.36	77	366,200	500	367,200	500	1,000	0.27
78	306,700	700	307,800	700	1,100	0.36	78	366,700	500	367,700	500	1,000	0.27
79	307,400	700	308,500	600	1,100	0.36	79	367,200	500	368,200	500	1,000	0.27

3級						4級							
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
80	308,100	500	309,100	500	1,000	0.32	80	367,700	500	368,700	500	1,000	0.27
81	308,600	500	309,600	500	1,000	0.32	81	368,200	500	369,200	500	1,000	0.27
82	309,100	600	310,100	600	1,000	0.32	82	368,700	500	369,700	500	1,000	0.27
83	309,700	600	310,700	600	1,000	0.32	83	369,200	500	370,200	500	1,000	0.27
84	310,300	600	311,300	600	1,000	0.32	84	369,700	500	370,700	500	1,000	0.27
85	310,900	400	311,900	400	1,000	0.32	85	370,200	600	371,200	600	1,000	0.27
86	311,300	500	312,300	500	1,000	0.32	86	370,800	600	371,800	600	1,000	0.27
87	311,800	500	312,800	500	1,000	0.32	87	371,400	600	372,400	600	1,000	0.27
88	312,300	300	313,300	300	1,000	0.32	88	372,000	400	373,000	400	1,000	0.27
89	312,600	500	313,600	500	1,000	0.32	89	372,400	600	373,400	600	1,000	0.27
90	313,100	500	314,100	500	1,000	0.32	90	373,000	600	374,000	600	1,000	0.27
91	313,600	400	314,600	400	1,000	0.32	91	373,600	600	374,600	600	1,000	0.27
92	314,000	200	315,000	200	1,000	0.32	92	374,200	500	375,200	500	1,000	0.27
93	314,200	300	315,200	300	1,000	0.32	93	374,700	600	375,700	600	1,000	0.27
94	314,500	400	315,500	400	1,000	0.32	94	375,300	600	376,300	600	1,000	0.27
95	314,900	400	315,900	400	1,000	0.32	95	375,900	600	376,900	600	1,000	0.27
96	315,300	400	316,300	400	1,000	0.32	96	376,500	500	377,500	500	1,000	0.27
97	315,700	400	316,700	400	1,000	0.32	97	377,000	500	378,000	400	1,000	0.27
98	316,100	400	317,100	400	1,000	0.32	98	377,500	600	378,400	600	900	0.24
99	316,500	400	317,500	400	1,000	0.32	99	378,100	600	379,000	600	900	0.24
100	316,900	300	317,900	300	1,000	0.32	100	378,700	500	379,600	500	900	0.24
101	317,200	400	318,200	400	1,000	0.32	101	379,200	600	380,100	600	900	0.24
102	317,600	400	318,600	400	1,000	0.31	102	379,800	600	380,700	600	900	0.24
103	318,000	200	319,000	200	1,000	0.31	103	380,400	600	381,300	600	900	0.24
104	318,200	300	319,200	300	1,000	0.31	104	381,000	500	381,900	500	900	0.24
105	318,500	400	319,500	400	1,000	0.31	105	381,500	500	382,400	500	900	0.24
106	318,900	300	319,900	300	1,000	0.31	106	382,000	600	382,900	600	900	0.24
107	319,200	400	320,200	400	1,000	0.31	107	382,600	600	383,500	600	900	0.24
108	319,600	200	320,600	200	1,000	0.31	108	383,200	500	384,100	500	900	0.23
109	319,800	300	320,800	300	1,000	0.31	109	383,700	600	384,600	600	900	0.23
110	320,100	300	321,100	300	1,000	0.31	110	384,300	600	385,200	600	900	0.23
111	320,400	400	321,400	400	1,000	0.31	111	384,900	600	385,800	600	900	0.23
112	320,800	300	321,800	300	1,000	0.31	112	385,500	500	386,400	500	900	0.23
113	321,100	300	322,100	300	1,000	0.31	113	386,000	600	386,900	600	900	0.23
114	321,400	300	322,400	300	1,000	0.31	114	386,600	500	387,500	500	900	0.23
115	321,700	300	322,700	300	1,000	0.31	115	387,100	600	388,000	600	900	0.23
116	322,000	300	323,000	300	1,000	0.31	116	387,700	500	388,600	500	900	0.23
117	322,300	500	323,300	400	1,000	0.31	117	388,200	600	389,100	600	900	0.23
118	322,800	300	323,700	300	900	0.28	118	388,800	400	389,700	400	900	0.23
119	323,100	400	324,000	400	900	0.28	119	389,200	600	390,100	600	900	0.23
120	323,500	400	324,400	400	900	0.28	120	389,800	500	390,700	500	900	0.23
121	323,900	400	324,800	400	900	0.28	121	390,300	600	391,200	600	900	0.23
122	324,300	400	325,200	400	900	0.28	122	390,900	600	391,800	600	900	0.23
123	324,700	400	325,600	400	900	0.28	123	391,500	400	392,400	400	900	0.23
124	325,100	300	326,000	300	900	0.28	124	391,900	400	392,800	400	900	0.23
125	325,400	400	326,300	400	900	0.28	125	392,300	500	393,200	500	900	0.23
126	325,800	400	326,700	400	900	0.28	126	392,800	400	393,700	400	900	0.23
127	326,200	400	327,100	400	900	0.28	127	393,200	500	394,100	500	900	0.23
128	326,600	300	327,500	300	900	0.28	128	393,700	400	394,600	400	900	0.23
129	326,900	400	327,800	400	900	0.28	129	394,100	400	395,000	400	900	0.23
130	327,300	400	328,200	400	900	0.27	130	394,500	500	395,400	500	900	0.23
131	327,700	400	328,600	400	900	0.27	131	395,000	400	395,900	400	900	0.23
132	328,100	300	329,000	300	900	0.27	132	395,400	400	396,300	400	900	0.23
133	328,400	400	329,300	400	900	0.27	133	395,800	400	396,700	400	900	0.23
134	328,800	400	329,700	400	900	0.27	134	396,200	500	397,100	500	900	0.23
135	329,200	400	330,100	400	900	0.27	135	396,700	400	397,600	400	900	0.23
136	329,600	300	330,500	300	900	0.27	136	397,100	400	398,000	400	900	0.23
137	329,900	400	330,800	400	900	0.27	137	397,500	400	398,400	400	900	0.23
138	330,300	400	331,200	400	900	0.27	138	397,900	500	398,800	500	900	0.23
139	330,700	400	331,600	400	900	0.27	139	398,400	400	399,300	400	900	0.23
140	331,100	300	332,000	300	900	0.27	140	398,800	400	399,700	400	900	0.23
141	331,400	400	332,300	400	900	0.27	141	399,200	400	400,100	400	900	0.23
142	331,800	400	332,700	400	900	0.27	142	399,600	500	400,500	500	900	0.23
143	332,200		333,100		900	0.27	143	400,100		401,000		900	0.22
再任用	244,000		245,000		1,000	0.41	再任用	274,700		275,700		1,000	0.36

## 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R5.11.9

## 1 改定内容

## (1) 非常勤行政事務員

非常勤行政事務員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時年齢（歳）	採用基準学歴			本市行政事務員としての経験年数	現行	改定後	改定額 （円）	改定率 （％）	
	高卒	短卒	大卒		報酬月額 （円）	報酬月額 （円）			
採用時年齢（歳）	18.19.20	-	-	→	1年目	139,150	149,380	10,230	7.35
	21.22.23	-	-	→	2年目	143,550	153,670	10,120	7.05
	24以上	20.21.22	-	→	3年目	148,390	158,620	10,230	6.89
	-	23.24.25	-	→	4年目	153,450	163,680	10,230	6.67
	-	26.27.28	22.23.24	→	5年目	158,510	168,740	10,230	6.45
	-	29以上	25.26.27	→	6年目	163,020	172,590	9,570	5.87
	-	-	28.29.30	→	7年目	167,200	176,440	9,240	5.53
	-	-	31.32.33	→	8年目	171,380	180,290	8,910	5.20
	-	-	34.35.36	→	9年目	175,340	183,480	8,140	4.64
	-	-	37以上	→	10年目	178,970	186,560	7,590	4.24
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	182,490	190,080	7,590	4.16
					12年目	185,790	192,940	7,150	3.85
					13年目	189,090	195,580	6,490	3.43
					14年目	192,170	197,450	5,280	2.75
					15年目	194,370	199,320	4,950	2.55
					16年目	196,350	201,190	4,840	2.46
					17年目	198,220	202,950	4,730	2.39
					18年目	200,090	204,710	4,620	2.31
					19年目	201,630	205,920	4,290	2.13
					20年目	202,950	207,020	4,070	2.01
					21年目	204,050	207,790	3,740	1.83
					22年目	205,040	208,560	3,520	1.72
					23年目	206,250	209,330	3,080	1.49
					24年目	207,020	209,880	2,860	1.38
					25年目	207,900	210,430	2,530	1.22
					26年目	208,780	210,980	2,200	1.05
					27年目	209,550	211,310	1,760	0.84
					28年目～	210,320	211,970	1,650	0.78

## (2) 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時年齢（歳）	本市非常勤事務補助員としての経験年数	現行	改定後	改定額 （円）	改定率 （％）
		報酬月額 （円）	報酬月額 （円）		
18.19.20	→	149,380	161,370	11,990	8.03
21.22.23	→	150,480	162,470	11,990	7.97
24以上	→	151,580	163,570	11,990	7.91
	→	152,680	164,670	11,990	7.85
	→	153,890	165,770	11,880	7.72
	→	155,100	166,980	11,880	7.66
	→	156,200	168,080	11,880	7.61
	→	157,300	169,180	11,880	7.55

(3) 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

現行 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
136,700	148,100	11,400	8.34

3 適用日

令和6年4月1日

4 諾否期限

令和5年11月20日

以 上

会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R5.11.15

令和5年11月9日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」の「2 適用日」について、次のとおり修正する。

2 適用日

令和5年4月1日。ただし、遡及改定に伴う差額支給の対象となる者は、令和5年12月1日に在職している者に限る。

※ 報酬改定に当たっては、増であっても減であっても当年度から反映させるようにするもの

以 上

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（メモ）

R5.11.9

1 趣旨

令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することを可能とする地方自治法の改正や市長事務部局の取扱を踏まえて、公営企業局においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給していくもの

2 内容

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市会計年度任用職員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了）。

3 実施時期

令和6年4月1日

4 諾否期限

令和5年11月20日

以 上

## 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（メモ）

R5.11.15

令和5年11月9日付け「会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（メモ）」について、次のとおり修正する。

## 2 内容

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市会計年度任用職員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了する。ただし、報酬改定も踏まえた特別措置額廃止後の令和5年度の年収が、当初に予定されていた令和5年度の年収を下回ることになる非常勤行政事務員に対しては、別途、報酬月額イメージに基づき算定される調整額を令和5年12月に支給する。）。

以 上



在宅勤務等手当の新設について（メモ）

R5.11.9

1 趣旨

在宅勤務等中心の働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を国に準じて新設するもの

2 内容

住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給する。

※ 在宅勤務等手当は、諸手当（地域手当、時間外勤務等手当、期末手当、勤勉手当等）の算定基礎としない。

※ 在宅勤務等手当が支給される場合、交通機関利用者にあつては平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃相当額をもって通勤手当とし、交通用具利用者にあつては自動車等の使用距離に応じて定める額に100分の50を乗じて得た額をもって通勤手当とする。

3 実施時期

令和6年4月1日

4 諾否期限

令和5年11月20日

以 上

## 初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について（メモ）

R5.11.9

## 1 初任給決定に係る経験年数加算の見直し

## (1) 10割換算の導入

初任給決定に係る経験年数加算において、次の①から③までに掲げる期間を10割以下の換算区分として取り扱うものとする。あわせて、新たに導入する10割換算区分については、経験年数の換算可能期間に上限を設けない。

- ① 公務員期間のうち職員として同種の職務又は職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間
- ② 民間期間のうち職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間
- ③ その他の期間のうち教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの

## (2) 見直しに伴う在職者調整

見直し前に採用された者については、その令和6年4月1日時点の給料月額が当該者と同種の経験を有する見直し後の採用者の同日時点の給料月額を下回ることがないようにするための号給調整を、同日付けで実施する。

## 2 1級から2級への昇格に係る必要在級年数の短縮措置の導入

1級から2級への昇格に係る必要在級年数について、プレゼンテーション試験（受験回数は2回まで）の合格（受験資格者の5%以内の上限枠を設定）により最大1年6か月短縮できるものとする。

なお、同措置とは別に、2級採用試験の実施に伴う代替措置として、1級職員のうち受験時において2級採用試験の受験資格を有していたものを対象に特別審査の受験機会を付与し、同審査の合格をもって2級に昇格させることができるものとする。

※ 昇格に係る定期勤務成績評価において昇格不可と判断された場合は、この限りではない。

## 3 実施時期

令和6年4月1日（2については、同日付けの昇格から対象とする。）

## 4 諾否期限

令和5年11月20日

以 上

## ◎妥結事項

11月9日及び15日の交渉の結果を受けて、次の項目について、令和5年11月20日妥結に至った。

## 1 期末・勤勉手当の支給[令和5年12月8日支給]

組合要求 2. 66月プラス2万円

## ・定年前職員及び暫定再任用職員

	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員	1.25月	1.05月	2.3月
再任用職員	0.7月	0.5月	1.2月

## ・会計年度任用職員

期末手当	合計
1.25月	1.25月

人事院勧告において期末手当が改定された場合は、増であっても減であっても当年度から反映させるものとする。

## 2 給与改定について

## (1) 改定内容

## ① 給料表

企業一般職給料表については、令和5年11月9日付メモのとおり、企業技能労務職給料表については、令和5年11月15日付メモのとおり、それぞれ改定する。

## ② 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、企業一般職給料表適用者及び企業技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

(企業一般職)

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	221,800円	227,000円	5,200円
31歳	226,900円	231,800円	4,900円
32歳	231,700円	236,200円	4,500円
33歳	237,400円	241,500円	4,100円
34歳	243,400円	247,000円	3,600円
35歳	249,700円	252,900円	3,200円
36歳	255,100円	257,800円	2,700円
37歳	261,700円	263,800円	2,100円
38歳	267,600円	269,500円	1,900円
39歳	273,100円	274,700円	1,600円
40歳以上 55歳未満	278,000円	279,700円	1,700円

(企業技能労務職)

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	208,800円	214,200円	5,400円
31歳	213,800円	219,100円	5,300円
32歳	218,700円	224,000円	5,300円
33歳	223,600円	229,000円	5,400円
34歳	227,300円	232,500円	5,200円
35歳	230,700円	235,500円	4,800円
36歳	233,800円	238,200円	4,400円
37歳	237,100円	240,900円	3,800円
38歳	240,400円	244,100円	3,700円
39歳	243,300円	246,300円	3,000円
40歳以上 55歳未満	246,400円	249,000円	2,600円

※ H23. 1. 31 時点で在職中の職員については、企業一般職給料表適用者に係る基準額を適用する。

③ 会計年度任用職員の報酬改定について

ア 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)		本市非常勤事務 補助員としての 経験年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
18. 19. 20	→	1年目	149,380	161,370	11,990	8.03
21. 22. 23	→	2年目	150,480	162,470	11,990	7.97
24以上	→	3年目	151,580	163,570	11,990	7.91
		4年目	152,680	164,670	11,990	7.85
		5年目	153,890	165,770	11,880	7.72
		6年目	155,100	166,980	11,880	7.66
		7年目	156,200	168,080	11,880	7.61
		8年目～	157,300	169,180	11,880	7.55

イ 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
136,700	148,100	11,400	8.34

ウ 非常勤行政事務員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

	採用基準学歴			→	本市行政事務 員として の経験年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
採用 時 年 齢 ( 歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	139,150	149,380	10,230	7.35
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	143,550	153,670	10,120	7.05
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	148,390	158,620	10,230	6.89
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	153,450	163,680	10,230	6.67
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	158,510	168,740	10,230	6.45
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	163,020	172,590	9,570	5.87
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	167,200	176,440	9,240	5.53
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	171,380	180,290	8,910	5.20
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	175,340	183,480	8,140	4.64
	-	-	37以上	→	10年目	178,970	186,560	7,590	4.24
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	182,490	190,080	7,590	4.16
					12年目	185,790	192,940	7,150	3.85
					13年目	189,090	195,580	6,490	3.43
					14年目	192,170	197,450	5,280	2.75
					15年目	194,370	199,320	4,950	2.55
					16年目	196,350	201,190	4,840	2.46
					17年目	198,220	202,950	4,730	2.39
					18年目	200,090	204,710	4,620	2.31
					19年目	201,630	205,920	4,290	2.13
					20年目	202,950	207,020	4,070	2.01
					21年目	204,050	207,790	3,740	1.83
					22年目	205,040	208,560	3,520	1.72
					23年目	206,250	209,330	3,080	1.49
					24年目	207,020	209,880	2,860	1.38
					25年目	207,900	210,430	2,530	1.22
					26年目	208,780	210,980	2,200	1.05
					27年目	209,550	211,310	1,760	0.84
					28年目～	210,320	211,970	1,650	0.78

(2) 適用日

令和5年4月1日。ただし、会計年度任用職員については、遡及改定に伴う差額支給の対象となる者は、令和5年12月1日に在籍する者に限る。また、報酬改定にあたっては、増であっても減であっても当年度から反映させるようにする。

3 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

(1) 内容

任期が相当長期にわたる者に対して勤勉手当を支給する。同手当の支給月数、支給要件等については常勤職員に準じるが、成績率については単一の区分により決定する。

なお、令和6年6月期の勤勉手当に係る期間率については、今年度の本市会計年度任用職員としての在職期間も踏まえて決定する（これに伴い、令和5年12月から報酬への特別措置額の計上を終了する。ただし、報酬改定も踏まえた特別措置額廃止後の令和5年度の年収が、当初に予定されていた令和5年度の年収を下回ることになる非常勤行政事務員に対しては、別途、報酬月額イメージに基づき算定される調整額を令和5年12月に支給する。）

(2) 実施時期

令和6年4月1日

#### 4 在宅勤務等手当の新設について

##### (1) 内容

住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給する。

※ 在宅勤務等手当は、諸手当（地域手当、時間外勤務等手当、期末手当、勤勉手当等）の算定基礎としない。

※ 在宅勤務等手当が支給される場合、交通機関利用者にあつては平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃相当額をもって通勤手当とし、交通用具利用者にあつては自動車等の使用距離に応じて定める額に100分の50を乗じて得た額をもって通勤手当とする。

##### (2) 実施時期

令和6年4月1日

#### 5 初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について

##### (1) 初任給決定に係る経験年数加算の見直し

###### ① 10割換算の導入

初任給決定に係る経験年数加算において、次のアからウまでに掲げる期間を10割以下の換算区分として取り扱うものとする。あわせて、新たに導入する10割換算区分については、経験年数の換算可能期間に上限を設けない。

ア 公務員期間のうち職員として同種の職務又は職員の職務とその種類が類似する務に従事した期間

イ 民間期間のうち職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間

ウ その他の期間のうち教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの

###### ② 見直しに伴う在職者調整

見直し前に採用された者については、その令和6年4月1日時点の給料月額が当該者と同種の経験を有する見直し後の採用者の同日時点の給料月額を下回ることがないようにするための号給調整を、同日付けで実施する。

##### (2) 1級から2級への昇格に係る必要在級年数の短縮措置の導入

1級から2級への昇格に係る必要在級年数について、プレゼンテーション試験（受験回数は2回まで）の合格（受験資格者の5%以内の上限枠を設定）により最大1年6か月短縮できるものとする。

なお、同措置とは別に、2級採用試験の実施に伴う代替措置として、1級職員のうち受験時において2級採用試験の受験資格を有していたものを対象に特別審査の受験機会を付与し、同審査の合格をもって2級に昇格させることができるものとする。

※ 昇格に係る定期勤務成績評価において昇格不可と判断された場合は、この限りではない。

(3) 実施時期

令和6年4月1日 ((2) については、同日付けの昇格から対象とする。)